

社会福祉法人加西市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支給しない。

(理事長の勤務報酬)

第4条 理事長の月における勤務報酬は、別表1のとおりとする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支給する。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(適用除外)

第6条 第3条、第5条の規定に関わらず、理事及び評議員のうち行政機関の職員の身分を有する者については、報酬は支給しない。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支給する。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支給しない。また、同日にあわせて監事業務（監査業務以外の業務）を行った場合であっても別表1の報酬はこれを支給しない。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人の監査業務にあたった場合は、別表1により報酬をその都度支給する。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人の指導検査への立会及び運営状況の指導等（監査業務以外の業務）にあたった場合は、別表1により報酬をその都度支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に基づき旅費等を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。

- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給)

第9条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の辞退)

第10条 役員及び評議員は、報酬額の全部又は一部につき辞退することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、役員等及び委員の報酬及び費用弁償に関する規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月24日から施行する。

別表1 (第3~7条関係)

名 称	報 酬
理事長の報酬 (第4条第1項)	月額 74,275 円
理事の報酬 (第3条第1項及び第5条第1項)	日額 3,110 円
評議員の報酬 (第3条第2項及び第5条第2項)	日額 2,063 円
監事の監査業務報酬 (第6条第2項)	日額 5,340 円
監事の監査業務以外の報酬 (第6条第1項及び第3項)	日額 3,110 円